

条例・省令 対照表

東京都障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準に関する条例（抄）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（抄）

条 例	省 令
<p>(運営規程)</p> <p><u>第七十四条の二 就労継続支援A型事業者は、各就労継続支援A型事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。</u></p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 <u>就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>六 <u>就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第七十七条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u></p> <p>七 <u>通常の事業の実施地域（当該就労継続支援A型事業所が通常時に就労継続支援A型を提供する地域をいう。）</u></p> <p>八 <u>就労継続支援A型の利用に当たっての留意事項</u></p> <p>九 <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>十 <u>非常災害対策</u></p> <p>十一 <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>十二 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>十三 <u>その他事業の運営に関する重要事項</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p><u>第七十二条の二 就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 利用定員</p> <p>五 <u>就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>六 <u>就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u></p> <p>七 <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>八 <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p>九 <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>十 <u>非常災害対策</u></p> <p>十一 <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p>十二 <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>十三 <u>その他運営に関する重要事項</u></p>
<p>(就労)</p> <p>第七十六条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p><u>3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p>	<p>(就労)</p> <p>第七十九条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p> <p>2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p><u>3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p>
<p>(賃金及び工賃の支払等)</p> <p>第七十七条 就労継続支援A型事業者は、利用者（第七十五</p>	<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第八十条 就労継続支援A型事業者は、第七十八条第一項の</p>

条第二項の規定に基づき就労継続支援A型の提供を受けている者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)を除く。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

4 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃(同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。)の平均額は、三千円を下回ってはならない。

5 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、第三項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第八十二条 第十条、第十一条、第十三条から第十八条まで、第二十三条、第二十五条から第三十一条まで、第三十四条、第三十六条、第四十条、第四十四条から第四十八条まで及び第五十二条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第二項、第十一条及び第十七条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第三十一条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十五条第二項」とあるのは「第八十二条において準用する第二十五条第二項」と、同項第三号中「第二十七条第二項」とあるのは「第八十二条において準用する第二十七条第二項」と、同項第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第八十二条において準用する第二十九条第一項」と読み替えるものとする。

規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、第七十八条第二項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(準用)

第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。